

指定代理請求特約について

受取人にかわって給付金・保険金・年金等を受け取ることができる特約です。

被保険者が受取人となる給付金・保険金・年金等について、受取人がご請求できない当社所定の事情がある場合、あらかじめご契約者が被保険者の同意を得て指定した指定代理請求人が受取人にかわって給付金・保険金・年金等をご請求することができます。この特約は、ご契約時もしくは保険期間中に、ご契約者の申し出により付加することができます。この特約の保険料は必要ありません。※受取人が法人の場合、指定代理請求特約は指定できません。

例えばこんなとき

ケース1

「がん」等の病名や余命6か月以内であること等を医師から告知されていない場合

- がん給付金
- リビング・ニーズ特約保険金 等



ケース2

事故や病気等でご本人が意思表示できない場合

- 入院給付金
- 高度障害保険金 等



指定代理請求人は請求時に次の条件に該当する方を要します。

1 次の範囲の方

被保険者の配偶者、直系血族、3親等以内の親族

2 1に該当するものがない場合には次の範囲の方

ただし、当社所定の書類等によりその事実が確認でき、かつ、被保険者のために保険金等を請求すべき適当な理由があると当社が認めた方に限ります。

- ① 被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族以外の方
- ② 被保険者の療養看護に努め、または被保険者の財産管理を行っている方
- ③ その他、前①および②にかかげる方と同等の特別な事情がある方と当社が認めた方

この特約の対象となる給付金・保険金・年金等は次のとおりです。

1. 被保険者が受取人となっている医療給付等の生前給付 → **入院給付金、高度障害保険金、リビング・ニーズ特約保険金等**
2. 被保険者とご契約者が同一人である場合のご契約者が受け取る給付 → **無事故給付金等**
3. 被保険者が受取人に指定されている給付 → **がん給付金、満期保険金、年金等**
4. 被保険者とご契約者が同一人である場合の保険料払込免除

ご検討にあたっては、「契約概要」「重要事項のお知らせ(注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。